

東京裁判観：占領下の日本国民は東京裁判をどう見たか

中立, 悠紀
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/26012>

出版情報：比較社会文化研究. 33, pp. 47-60, 2013-02-15. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

東京裁判観

—占領下の日本国民は東京裁判をどう見たか—

ナカ ダテ ユウ キ
中 立 悠 紀

はじめに

この論文は東京裁判(極東国際軍事裁判、1946年5月～1948年11月)が行われた時期の一般民衆、ジャーナリズム、知識人論壇の東京裁判とそれに関連する戦争責任に対する認識について考察する。究極的な目的は当時の国民が裁判を「どのように思っていたのか」について明らかにしたい。

敗戦以降の日本での戦争責任に関する議論は、1945年8月東久邇宮首相「総懺悔」を唱え、一部BC級戦犯裁判が始まり、9月政府が敗戦原因を明示、戦犯の逮捕始まり、政府の自主裁判構想の頓挫、日本軍によるフィリピンでの残虐行為が公となり、10月政府大東亜戦争調査会を設置、12月帝国議会での戦争責任論争、GHQによる「真相はこうだ」、「太平洋戦争史」による宣伝、1946年1月公職追放が始まる、などの出来事の中で動いていた。この論文はこのような過程を経た後の特に抽象的な存在としての「日本国民」、「民衆」(ジャーナリズムの言う所の「国民」を中心に)の東京裁判観を中心に論述していきたい。

先行研究においてこの敗戦直後の民衆の戦争責任観は基本的に「ダマサレタ」という特色を持っていたという議論がほとんどである。簡潔にこの議論の主旨を述べると「当時の国民は指導者に騙されたという被害者意識が先行し、中国を中心とするアジアに対する加害者意識が欠如し、主体的な戦争責任の清算の営みがなかった」というものである。東京裁判もここで形成された指導者責任観によって受容されたと見られる事がほとんどである。この指摘は吉田裕¹を代表に、安丸良夫²、荒敬³など多くの歴史研究者によってなされている。しかし実際にはこのように単純化できないような事実が多数あり、このような国民の戦争責任観の「構図」には疑問の余地がある⁴。

先行研究の最大の問題点は指導者責任観が国民の間で広まり、「騙した指導者」と「騙された国民」という二元論的捉え方をしていたという見方にある。この考え方は部分的に間違いではないが部分的には不十分である。この考え方には前後関係から言って二つの疑問が湧く。一つは東京裁判以前の問題として東久邇宮首相のいわゆる「一億総懺悔」論との整合性である。この「一億総懺悔」(=全ての国民に反省が必要)は吉田裕などの研究者によって戦争責任の不毛化を意図とし、国民もこれを受容しなかったという指摘で片づけられることがほとんどだが、管見によれば実際にはそれなりの受容がされていた可能性が十分にある。指導者責任観と「一億総懺悔」的な発想との関連性でも両者は必ずしも矛盾するとは言えず、一人の人間の思考上においても整合性のとれた戦争責任観を形成していた例が多々ある。ゆえに先行研究との「構図」とは違った戦争責任論が、当時東京裁判をとりまいていたのではなからうか。

もう一つの疑問は東京裁判後の1950年代の戦犯釈放運動とA級戦犯の「名誉回復」への説明である。吉田は加害責任の欠如と戦犯を「受難者」と位置づける発想がこのことに繋がったとしているが、消極的にも国民は東京裁判を受容したという氏の結論との間にずれを感じる。ゆえにそもそも東京裁判を日本国民は必ずしも肯定的に見ていたのであろうか。

本論文は以上のような問題意識、問題提起から成り立っている。さてこのことを論考するための方法論だが、本論ではメディア媒体を主に使用する。すなわち新聞、雑誌を主に使用して、そこから読み取れる当時の東京裁判に対する認識、言説が如何様であったかを考えたい。本論の目的は先述の通り不特定な「国民」という抽象的存在が裁判をどのように見ていたのかを追求することにある。ゆえに新聞・雑誌を使用してもそれに完全に近づくことは不可能である。また当時のメディア空間が

¹吉田裕「占領期における戦争責任論」『一橋論叢』1991年2月号

吉田裕『日本人の戦争観』岩波書店 1995年/文庫版2005年

²安丸良夫『日本ナショナリズムの前夜』洋泉社 2007年

³荒敬「東京裁判・戦争責任論の源流」『歴史評論』408号1984年4月号

⁴無論この「構図」が完全に間違っているわけでもない。だがこの「構図」から漏れている部分に焦点をあててみたい。

検閲下にあったという事情も考えると不確実なものにならざるを得ない。だが方法の精査によってある程度はメディアから見る抽象的な「国民」の世論傾向に近づけよう。

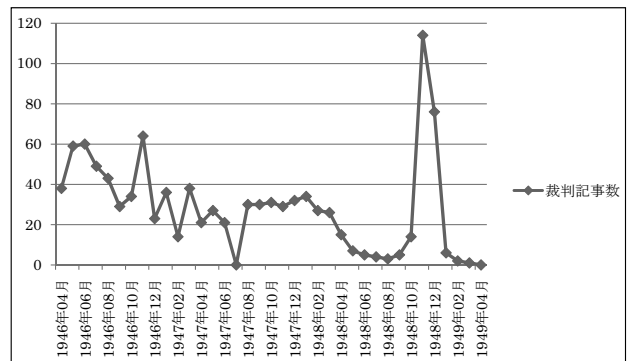
今回、新聞は主に『朝日新聞』を使用する。『朝日新聞』は当時（1948年5月時点）の新聞発行総数・約1800万部の内19.04%を占有する業界No.1の新聞紙である⁵。加えて世論調査においても希望紙（読みたい新聞）で1位を得ることのできる社会的にも影響力の強い新聞であった。地方紙に対する影響力も多大であった⁶。さらに『朝日』は比較的東京裁判に対しての関心が他社の中でも高かった。裁判期間中「(東) (京) (裁) (判)」という見出しで記事を固定化し、ほぼ毎日のように掲載していた。また「天声人語」や「社説」が裁判について取り上げることが多かった、ゆえにこれを活用することができる。これらの理由により新聞の内容分析についてはメジャーな『朝日新聞』を主軸にしたい。また加えてその他大手新聞やマイナーな地方紙もいくつか使用する⁷。

雑誌に関してはプランゲ文庫の所収されているマイナーな雑誌のマイナーな論稿の内容分析を中心に行いたい。東京裁判に関する当時の雑誌の論稿は実はかなり少ない。この傾向は大手になればなるほど顕著で『世界』や『中央公論』に至っては裁判期間中の東京裁判に関する論稿は一つずつしかない⁸。ゆえに必然的にマイナーなメディアを対象とせざるを得ないのだが逆にマイナーな東京裁判観を探求する手掛かりとし、広義の先行研究等においても言及されてこなかった「忘れられた」東京裁判観を「発掘」したい。

もう一つ研究方法に加えたいのが「手紙」という媒体からの視点である。これは川島高峰が提供した視点で、川島は当時書簡（手紙）を検閲していたCCD（民間検閲部隊）の私信検閲の報告書から国民の「戦犯裁判」に対する態度を分析している⁹。「戦犯裁判」、すなわち東京裁判にBC級戦犯裁判を加えたものだが、部分的に当時の国民が東京裁判に対してどのように思っていたのかを知る手掛かりが随所にある。またこの報告書はある程度私信の中の「世論」を数値で表してくれている点で優れているし、魅力的でもある。以下本論では川島氏が編集したCCDの報告書、『占領軍治安・諜報月報』も合わせて使用したい。

考察に入る前に東京裁判の審理経過とメディアの注目度の相関性についても述べておきたい。東京裁判の流れをおおまかにすると1946年5月に開廷、6月から47年1月まで検察側立証、2月から8月までは弁護側の反証、これに続いて9月から48年1月まで被告の個人反証、3月から4月に審議最後の段階として弁護側の最終弁論、ここから約7カ月の裁判官の協議を挟んで1948年11月に判決が下された。12月23日には東条らA級戦犯7名の死刑が執行されている。これらの一連の経過の中でメディアは裁判のどの段階で注目を払ったのか。まず挙げるのは【グラフ(1)『朝日新聞』における「東京裁判」記事の出現推移】である。

グラフ(1)『朝日新聞』における「東京裁判」記事の出現推移



このグラフを見ると飛びぬけて注目度が高かったのは判決が出された48年11月、そして死刑執行時の同年12月であったのが分かる。次に記事数が多いのは46年11月でこの時は真珠湾攻撃に関する立証段階であった。つまり「日本が負けた相手であるアメリカ」との戦争開始時の実相に対して関心が高かったことが窺がえる。その次に記事数が多いのは裁判開廷当初の46年5月・6月である。逆に記事が大きく下降する47年7月や48年5月～9月は休廷期間である。また裁判終了後大きく関心が薄らぐ様子もよく分かる。

次に挙げるのはプランゲ文庫に所収される新聞・雑誌から東京裁判に関する記事を年月ごとに抽出した表とそれに基づいて作成したグラフである。

⁵1948年5月時点で353万3259部を発刊していた。井川充雄『戦後新興紙とGHQ：新聞用紙をめぐる攻防』世界思想社 2008年 99頁。因みに『毎日新聞』は343万7336部（占有率18.53%）、『読売新聞』は174万2492部（同9.39%）である。

⁶竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史 第17巻 出版の自由』日本図書センター 1999年113頁

⁷『朝日新聞』は『聞蔵Ⅱビジュアル』を、『毎日新聞』は『毎索』を使用している。地方各紙はプランゲ文庫（憲政資料室所蔵）を使用している。検索のために「占領期メディア データベース化 プロジェクト委員会（代表・山本武利）作成「占領期新聞・雑誌記事情報データベース」」を使用している

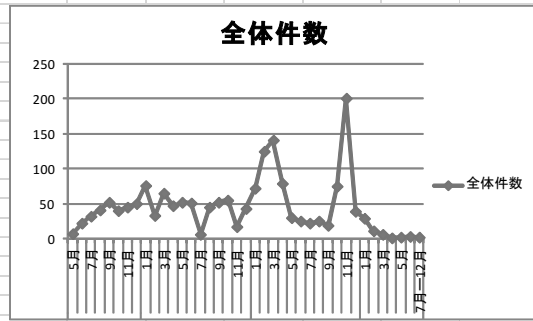
⁸それぞれ「座標：東京裁判の表情」『世界』1949年2月号、横田喜三郎「東京裁判による国際的反省」『中央公論』1948年9月号

⁹川島高峰「手紙の中の東京裁判」『年報日本現代史』13号2008年

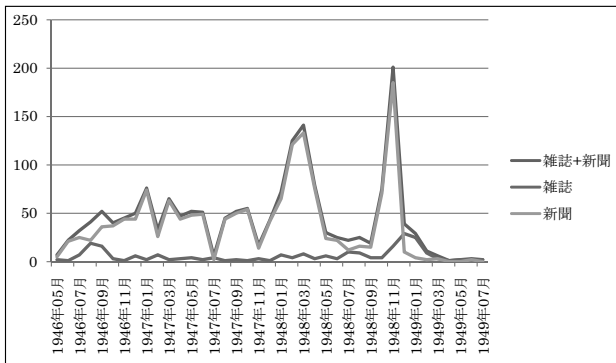
東京裁判観

表(1) 雑誌・新聞における「東京裁判」記事の出現推移¹⁰

| 年 | 月 | 全体件数 | 雑誌 | 新聞・広告 | プランゲ文庫全体 | |
|-------|--------|------|-----|-------|----------|---------|
| 1946年 | 5月 | 7 | 2 | 5 | 23146 | 0.0302% |
| | 6月 | 22 | 1 | 21 | 26571 | 0.0828% |
| | 7月 | 32 | 7 | 25 | 32099 | 0.0997% |
| | 8月 | 41 | 19 | 22 | 32833 | 0.1249% |
| | 9月 | 52 | 16 | 36 | 35648 | 0.1459% |
| | 10月 | 40 | 3 | 37 | 40626 | 0.0985% |
| | 11月 | 45 | 1 | 44 | 37408 | 0.1203% |
| | 12月 | 50 | 6 | 44 | 45528 | 0.1098% |
| 1947年 | 1月 | 76 | 2 | 74 | 43264 | 0.1757% |
| | 2月 | 33 | 7 | 26 | 38445 | 0.0858% |
| | 3月 | 65 | 2 | 63 | 43069 | 0.1509% |
| | 4月 | 47 | 3 | 44 | 41357 | 0.1136% |
| | 5月 | 52 | 4 | 48 | 39625 | 0.1312% |
| | 6月 | 51 | 2 | 49 | 44797 | 0.1138% |
| | 7月 | 6 | 4 | 2 | 44449 | 0.0135% |
| | 8月 | 45 | 1 | 44 | 43794 | 0.1028% |
| | 9月 | 52 | 2 | 50 | 46853 | 0.1110% |
| | 10月 | 55 | 1 | 54 | 51123 | 0.1076% |
| | 11月 | 17 | 3 | 14 | 42383 | 0.0401% |
| | 12月 | 43 | 1 | 42 | 50488 | 0.0852% |
| 1948年 | 1月 | 72 | 7 | 65 | 60900 | 0.1182% |
| | 2月 | 125 | 4 | 121 | 69016 | 0.1811% |
| | 3月 | 141 | 8 | 133 | 78470 | 0.1797% |
| | 4月 | 79 | 3 | 76 | 72127 | 0.1095% |
| | 5月 | 30 | 6 | 24 | 85942 | 0.0349% |
| | 6月 | 25 | 3 | 22 | 86664 | 0.0288% |
| | 7月 | 22 | 10 | 12 | 85547 | 0.0257% |
| | 8月 | 25 | 9 | 16 | 93480 | 0.0267% |
| | 9月 | 19 | 4 | 15 | 87912 | 0.0216% |
| | 10月 | 75 | 4 | 71 | 98366 | 0.0762% |
| | 11月 | 201 | 16 | 185 | 98505 | 0.2041% |
| | 12月 | 39 | 29 | 10 | 89208 | 0.0437% |
| 1949年 | 1月 | 29 | 25 | 4 | 96097 | 0.0302% |
| | 2月 | 11 | 9 | 2 | 113295 | 0.0097% |
| | 3月 | 6 | 3 | 3 | 131349 | 0.0046% |
| | 4月 | 1 | 1 | 0 | 132356 | 0.0008% |
| | 5月 | 2 | 2 | 0 | 130816 | 0.0015% |
| | 6月 | 3 | 1 | 2 | 123167 | 0.0024% |
| | 7月-12月 | 2 | 2 | 0 | 506140 | 0.0004% |
| 合計 | | 1738 | 233 | 1505 | | |



グラフ(2)-1 雑誌・新聞における「東京裁判」記事の出現推移



グラフ(2)-2 雑誌における「東京裁判」記事の出現推移



グラフ(2)-1は雑誌と新聞それぞれの記事数と両方を合わせた記事数の推移を表わしたものの、グラフ(2)-2はその内雑誌分だけを表したものである。この2つのグラフを見ると(1)と同じく判決が出された時に大きく記事数が上昇していることがまず分かる。東京裁判が最も社会の関心を引いていたのは判決時であったと考えて差支えないであろう。グラフ(2)-1で判決時に次ぐ高い記事数を記録しているのは48年1月～4月でこの期間には東条英機の個人反証、弁護側の最終弁論等が行わ

れ、審理の最終段階であった。後述するいわゆる「東条人気」が起きていた頃でもある。その次に比較の記事数が多いのは47年1月でこの時は日本軍による捕虜虐待などを審理対象にしていた¹¹。逆に下降する時期は前述の『朝日新聞』とほぼ同じ時期である。グラフ(2)-2で判決時に次ぐ高い記事数を記録しているのは46年8月・9月でこの時裁判は中国侵略に関する立証段階であった。しかし必ずしもこれに対する関心が高かったというのが理由ではなく『旬報僑聲』という中華民国大阪華僑聯合

¹⁰「占領期新聞・雑誌記事情報データベース」の詳細検索で「東京裁判」または「極東国際軍事裁判」で検索した結果から作成している。2012年11月現在同データベースには雑誌全てと西日本を中心とした地方紙(『西日本新聞』、『熊本日日新聞』、『南日本新聞』、『九州タイムズ』、『佐賀新聞』、『中国新聞』、『佐世保時事新聞』、『北日本新聞』、『京都新聞』、『中部日本新聞』、『報知新聞』、『時事新報』、『北海道新聞』、『河北新報』、『上毛新聞』、『新潟日報』、『日向日日新聞』等)が入力されている。『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』の三大全国紙は入力されていない。

¹¹「占領期メディア データベース化 プロジェクト委員会(代表・山本武利)作成「占領期新聞・雑誌記事情報データベース」を参照

¹²47年1月に新聞記事数74の内34は残虐行為、捕虜虐待・処刑に関する内容であった。

會文化部が発刊している雑誌が特集を組んでいたことが理由である。雑誌に関しては全体の数が少なく、記事数の推移もほぼ横ばいである。強いて言うのであれば判決を前にした48年夏・秋が判決時に次いで記事数が多い。

以上のことから着目すべき時期がおおよそ分かる。①開廷当初、②太平洋戦争に関する立証（開戦経緯、捕虜虐待、残虐行為など）、③審理末期、④判決・被告処刑時が目安であろう。特に判決時にどのような言説が飛び交っていたかが重要である。このことを踏まえて以下時系列に沿って叙述していく。まずは開廷当初の様子について述べたい。

1、立証一容認される東京裁判

裁判が始まるに際して『朝日新聞』の「天声人語」はこう述べた。

原告が、単に戦勝国ではなく、平和であり自由であり人道であり文明であることは、数千万行の行間至るところに現れてゐる。日本軍閥によつて利益と福祉とを毀損されたのは、たゞに平和愛好諸国民のみでなく、日本国民自身でもあつた事にも、犯罪の責任が追及されてゐるのだ¹²。

「数千万行の行間」とはニュルンベルク裁判におけるジャクソン判事の言葉の一節のことである。この時「天声人語」はこの裁判は単なる戦勝国による裁判などではなく、文明による裁きであるとこれを肯定していた。また国民を「被害者」という立場に立たせている。

裁判初期の世論の反応は概してこのように被告に対しては厳しいものであった。1945年から46年初旬にかけての日本政府内の自主裁判構想は頓挫し、帝国議会でも議員の戦争責任の処し方に批判が集まった。GHQはこれを受けて1月に公職追放を開始し、当時最大政党であった進歩党は大打撃を受ける。4月の戦後最初の総選挙では戦前の非翼賛系の議員などから成る自由党、そして社会党、無所属の議員が多数当選することとなった。日本

国内の政治力学では戦争責任の問題が解決できないという空気の中で46年5月3日に東京裁判は始まった。

裁判が始まった次の日の朝日新聞の「天声人語」はさらに被告に対して「一兵卒の気持のなかつたことが、国を誤つたもとはなかつたらうか」という批判的記事を掲載している。一方で弁護団側が申し立てた裁判の法技術の問題、管轄権の問題も大きく載せている¹³。被告に対する怒りや検閲下という状況の中でもこのような観点は確かに報道されていた。だが世論が被告に対して厳しい目を向けていたことは変らない。当時検閲を実施していた民間検閲部隊（CCD）は手紙（私信）の内容から「明らかに全体の80%が戦犯裁判を肯定している¹⁴」と報告している（46年9月）。

裁判の中身に関して言えば最初期の対中国侵略に関する検察側立証に対する新聞報道を見てみると、明確に「侵略」したという歴史認識に立っていたことも確認できる。つまり対外的な責任を認めている。満州国皇帝の溥儀は関東軍の「操り人形」であつただとか¹⁵、南京や上海における日本軍の暴虐¹⁶、阿片を中国に流通させたこと¹⁷、鉦山の権益奪取などの一連の経済侵略に関して¹⁸も報道されている。また中国だけでなく東南アジアにおける日本軍の蛮行とされる事件も報道されている。例えばバターン死の行進に関して「人肉食って戦い抜け」と言われたことや¹⁹、捕虜の病人に食事を与えず餓死させたことなどが報道されている²⁰。その他にも「目をえぐり斬殺²¹」、「看護婦を暴行し負傷兵は刺し殺す²²」などセンセーショナルな報道がされている。このように裁判を主導する立場にあつたアメリカをはじめとする西側連合国が重視していた捕虜虐待に関する日本軍の戦争犯罪が詳しく伝えられていた。市井の間に贖罪意識を醸成させる効果を多少なりとも発揮したであろうことは想像に難くない。

また検察側立証における対中国侵略段階と太平洋戦争段階を比較するとどちらかというと太平洋戦争段階の方が関心は高かつた。これは先述したように「日本が負けた相手であるアメリカ」との戦争開始時の実相に対して関心が高かつたことから推察される。太平洋戦争開始に

¹²『朝日新聞』1946年4月30日

¹³『毎日新聞』1946年5月4日

¹⁴『占領軍治安・諜報月報』第2号（川島高峰編集・解説『占領軍治安・諜報月報』第一巻 現代史料出版 2006年）以下『占領軍治安・諜報月報』はこの史料集に依る。

¹⁵『朝日新聞』1946年8月20日

¹⁶『朝日新聞』1946年8月30日

¹⁷『朝日新聞』1946年9月5日、『中国新聞』1946年9月6日

¹⁸『朝日新聞』1946年9月10日

¹⁹『朝日新聞』1946年12月12日

²⁰『朝日新聞』1946年12月18日

²¹『新潟日報』1946年12月19日

²²『中国新聞』1946年12月9日

関する立証段階の時の報道の様子を少し見てみると、『朝日新聞』の「天声人語」は裁判の重要証拠として提出された『木戸日記』を引き合いにして「東條を出して戦争を食ひとめるとか、三国同盟を結んで日米戦を回避するとか、国民の平凡な常識とは凡そかけはなれた妙な小賢しい考へ方に、これら一連の人々は終始してゐたやうだ」、
「国民の正直な気持から遊離した指導者政治といふものが、フタをあけてみればこんなもので、国民大衆は際だって賢明ではないが、常識はづれの馬鹿もしないことを、これらのことはよく教へてくれる²³⁾と木戸幸一をはじめとする指導者層に辛辣な批判を加えている。

この裁判開廷から続く検察側立証の時期の報道はとにかく被告への批判を行おうとする報道が多かった。勿論この後被告への批判が無くなるわけではないが、後述する判決時の変化と比べればそのことはよく分かる。一方少数派であろうがこの時期にもこのような意見もあった。

支那事変の責任者たる近衛公が吾等の時代に於て解決せざれば吾等の子孫の時代に於て一層の困難を以て解決せざるを得ないと大見栄を切った人が終に青酸加里の御世話になつたり、大東亜戦争の宣戦布告を上奏して嫌がる天皇陛下を無理矢理に道伴(原文ママ) れにした東条大将がお腹の皮を引張てピストルを放ち自殺の真似事をしたと宣伝されたり、嘗てはマレーの虎として世界の人々を震駭せしめた山下将軍が比律賓に於て野良猫の如く首をぶら下げられて一生を終つた等と云ふ。

この有様を心静かに考へて見れば其れ等の人々の個人的立場にはほんとうに涙の出る程同情すべき点はあるが、然し三千年來の日本を此の態に陥れた人々の最後かと思へば実に歎かましい次第ではないか²⁴⁾。

この文章を書いた国際経済研究所長という肩書を持つ右翼・貴島桃隆の戦争責任観は複雑なものがあつた。世間で悪く言われているいわゆる戦犯に対して同情を示しつつ、一方でやはり彼等を憎悪せずにはいられないでいる。彼はこうも述べている。

筆者をして云はしむれば真の戦争犯罪者は日本を

して領土的、経済的に鎖国状態に追ひ込み終に立上らざるを得なくした世界の罪であると同時に東條英機が真の為政者でなかつたと云ふ事である。東條英機が真の日本人なりとせば全ての責任を一身に引受け天皇をかばひ部下をかばひ、全國民をして此の塗炭の苦しみから救ふべきものではなかつたらうか。常に平和を愛好してゐる純情なる國民を駆り立て、戦争に送つた軍部の指導者にして良心あらば自ら腹を切り其の罪を萬天下に謝すべきものではなからうか。

貴島から見れば戦争が起きた原因の一つは「ペルリ」来航以來の近代日本の歩みが必然的に導き出した結果であつた。林房雄に代表される運命論的な「大東亜戦争肯定論」が戦中から連続して消滅せずに、1946年の時点で存在していたことが確認できるという点で興味深いのが、貴島もやはり当時の風潮にもれず戦争責任者の最たる者として東條英機の名を挙げてゐる。貴島は「日本國民として真に●(原文不鮮明)望するところは施政の最大責任者たりし東條英機が宣戦布告時に於ける真相を心から表明し罪なき幾多の人士を救ふべきである」と評し、ある意味東條を責任者としてスケープゴートに仕立て上げようともしている。一方で國民と天皇に関しては「平和を愛好」していた人として東條と明確に差別化している。とは言え彼は東條に対して人格批判などは行っていない。前述のように同情の念も示している。そこに彼の戦争責任観の複雑さがあり、また彼が東京裁判に対しても複雑な気持ちを抱いていたであろうことは想像に難くない。

一方で「一般國民」の間でも裁判のあり方に対する否定的見解がなかつたわけでもない。新聞・雑誌は当時検閲下にあつたからそれが公になることはなかつたが、私信では「原爆を作つた者が裁かれるべきだと思ふ」といったアメリカの原爆投下への非難や、日米両国を裁くべきという意見も見られた²⁵⁾。この意見は潜在的な國民の意見のある程度代弁しているようにも思える。

2、反証—東條人気

東京裁判初期の検察側の立証過程で「明るみにされた真実」は日本社会に大きなインパクトを間違いなく与え

²³⁾『朝日新聞』1946年11月15日

²⁴⁾貴島桃隆「真の戦争犯罪者は誰か」『真相週報』第1報 1946年5月(ブラング文庫所収)
この貴島の論稿はGHQの検閲により「SUPPRESS」(公表禁止)の処分を受けている。本文に「大東亜戦争」といった文言を使っていることと、またその言葉の裏にある歴史認識を肯定しているとも受け取れる叙述を行っている判断されたものと推察される。「占領期新聞・雑誌記事情報データベース」においては検閲の書き込みを「other」としているが確認したところ「SUPPRESS」となっていた。

²⁵⁾『占領軍治安・諜報月報』第3号

ていた。1947年2月25日付けの『朝日新聞』の「天声人語」は「日本人が国際的に人道主義を無視した事実は、極東裁判の過程に気恥かしいまでに暴露された。今日の国内生活における人道主義の欠如は、連日連夜くり広げられる犯罪絵巻によっていみじくも立証されている」と述べ、被告への批判、自戒の言葉、裁判に対する肯定的見解を発信している。このようなメディア発信がなされている中、東京裁判は1947年2月24日から弁護側の反証の段階に入る。

冒頭陳述で清瀬一郎弁護人は、戦争は自衛戦争であったとし、また開国以来の近代日本の歩みの正当性、「平和に対する罪」及びパリ不戦条約から派生した法的指導者責任論の不当性を訴えた。次いで一般部門では3月3日にアメリカ人弁護士ブレイクニーがアメリカの原爆投下を非難し、ウェップ裁判長とコミンズ・カー検察官と問答するという事態が起きた。さらに5日にはスミス弁護人が法廷を侮辱したとしてウェップ裁判長に退出を求められるなど反証段階初期にインパクトのあることが多々起きた。ただこれらのことは当時新聞にも掲載されていたが特段大きく扱われていたわけでもないし、このことに対する論評も特に行われていない²⁶。しかし反証の時期から世論にも変化が見られるようになる。例えば当該期4月15日付けのCCDの報告書によれば関係書簡の65%が裁判に否定的であったとしていること²⁷。更に次の5月15日付けの報告書では関係書簡で裁判に肯定的な意見が皆無となっていることが挙げられる²⁸。この報告書の結果は裁判の様子を反映しているとは断定はできないが、それまで概して裁判に肯定的だった意見がこのタイミングで「消えた」ことは極めて示唆的でなからうか。

続いて裁判は被告個人反証の段階に入る。この被告個人反証は被告それぞれが供述書を提出し、希望があれば発言を許され場面であった。トップバッターであった荒木貞夫などはこの場で自分は侵略戦争に反対していたという主張を行い、新聞はこれに対して批判的な報道を行っている²⁹。その他にも被告それぞれの個人的意見が表明されるこの場面では被告同士の利害関係が顕在化した。例えば日米開戦をめぐる東郷茂徳元外相と海軍・嶋田繁太郎元海相の対立がそれである。ゆえに被告同士が

罵り合うという醜態が露わとなった。一方で国民がこの個人反証で注目していたのはこの対米戦開始首相の地位にあった東条英機の証言であった。

東条の個人反証は47年12月26日から翌年1月7日まで年をまたいで行われた。この東条個人反証は東京裁判最大の「見せ場」でもあった。東条のこの時の態度は「東京裁判の開廷当初から、天皇を守るためにすべての責任を自分が引き受ける覚悟で法廷に臨んでいた。このため、他の多くの被告が自己弁護に終始する中において、東条は日本政府のとった政策を正面から擁護し、キーナン首席検察官とも公判廷の場で互角にわたりあった³⁰」という指摘のように自身の天皇・国民に対する責任を認め、あくまで自衛戦争であったという持論を崩さなかった。このことに対する国民世論の反響はそれなりに大きかったらしく、ある朝日新聞記者は「あれ以来、東条が人気を得たというか、地方へいくと東条サンとサンづけで呼ぶ連中もいるというんだね。……しかし東条以外の被告がまるで足萎えでネ、ただ自分の生命が助かりたいと考えて、もがいているのに比べれば、東条はあきらめて、あとは当時自分のとった政策が正当だと大芝居をブツたんだ。そこに若干の訴えるものがあつたわけだろう³¹」と述べている。このことはある程度「数」にも反映されており、1947年12月26日付けCCDの報告によれば関係書簡の内40%がA級戦犯に対する批判、30%が東条の言動を賞讃する内容であった³²。とは言えこのいわゆる「東条人気」が起きる前にいくつかの伏線になる出来事が起きていたことも無視できない。例えば1946年11月に法廷に提出された東条の訊問調書の中で「開戦の責任は私にある」と述べていたことが紹介されたり³³、同年末の捕虜虐待に関する検察側立証において東条は捕虜虐待の責任は自分にあると明言したり³⁴、ある意味その姿勢は一貫したものであった。

東条の個人反証は新聞も大きく取り上げており、例えば東条の個人反証が始まった次の日の『朝日新聞』は一面のほぼすべてをこの話題で埋め尽くしている。同じく全国紙の『毎日新聞』も一面を大きく東条の証言内容に割いている。これはその前の他の被告の個人反証の様子の報道の仕方とは明らかに異なっている。東条以前の

²⁶ 例えば『朝日新聞』1947年3月4日、同紙3月6日

²⁷ 『占領軍治安・諜報月報』第15号

²⁸ 『占領軍治安・諜報月報』第16号

²⁹ 『朝日新聞』1948年1月6日の「天声人語」

安倍能成の言葉を借りて被告たちが平和主義者のようなことを言っていると批判している。

³⁰ 前掲吉田『日本人の戦争観』43頁

³¹ 『週刊朝日』1948年7月11日号

³² 『占領軍治安・諜報月報』第25号

³³ 『朝日新聞』1946年11月19日

³⁴ 『朝日新聞』1947年1月9日

個人反証に関する記事は東京裁判に関する記事を連日のように掲載していた『朝日新聞』ですら小さな記事でしか掲載しておらず、比較的注目を浴びた東郷元外相の対米戦に関する「奇襲は軍の責任」という発言³⁵が12月18日に『朝日新聞』一面半分に割かれていた程度である。東条に対する関心は当時の新聞を見る限り際立って高かったと言える³⁶。具体的に新聞の報道の内容を見てみると、例えば東条の個人反証開始翌日の『毎日新聞』の社説はこのように書いている。

日本国民は敗戦以来二カ年半の間、無謀なる太平洋戦争の結果ならびに原因について深い反省と悔悟のうちに送ってきた。しかし何世紀からの長きにわたる非科学的な独裁政治の悪影響は、それでもなお国民の性格思想を十分にたたきなおすにいたっていない。われわれは今後とも過去の誤りを反省し、悔い改めつづけるのではなくては、到底平和的文化国家の立派な一員になりえない。(中略) 東条がどのように自衛戦争を強調しても、満州事変、日華事変につづく太平洋戦争を思う時、それは決して自衛戦争と一言に片づけることはできない。一般国民のおそらく多数の者は、最初の事変発生以来何度となく「軍が侵略戦争を始めた」ことに対し深い煩悶におちたのだ。それが弾圧の強化と戦争の長期化のために国民精神をまひさせることになったのだ。日本人に自主的精神の欠如していることは反省するたびごとに強く思い当たる点であるが、戦争に不満を持った多数の国民のうち積極的に反対し続けた者が非常に少なかったことは世界に対して誠に相済みぬことである。満州事変、日華事変、太平洋戦争の、どの一つを取り上げても侵略戦争ないしは侵略戦争のための戦争でないものはないであろう³⁷。」

この社説の内容は東条の自衛戦争論を否定し、あの戦争は明確に侵略戦争であったことを強調しつつ、国民の責任も論じている。このように当時の新聞論調は東条に批判的であり、「東条人気」にも警鐘を鳴らしている。他にも12月28日付『朝日新聞』の社説は先の『毎日』の社説と同様に自衛戦争論を掲げる東条口述書を批判しているし、東条の個人反証が終わった翌日1月8日付の『毎

日新聞』の「余禄」と『朝日新聞』の「天声人語」は厳しく東条を批判している。「天声人語」はバス内で東条を賞讃する会話をしていた者達がいたことを挙げて、世間の東条に対する共鳴の気運に釘も刺している。しかし逆にこのことは裁判の様子を通して「国民」の指導者責任観にある程度の変化が現れていたことを示唆している。ちなみに海外の反応を見ると12月27日付『ニューヨーク・タイムズ』も東条の自衛戦争論を「強盗の論理」と批難している³⁸。

3、審理終了から判決まで—指導者責任観、「総懺悔」、無関心

審理終了に際してマスメディアはこの裁判の正当性を確認する報道をあらためて行っている。これは多分に「東条人気」を気にしていた節がある。例えば『朝日新聞』の社説³⁹は「先般の東条被告の陳述は異色ある陳述だという印象を与えた」と評しつつ「他の被告がほとんど異口同音に自らの平和主義者たることを立証しようとする自己弁護に終始したのに反し、●(原文不鮮明)被告が太平洋戦争の『不可能』であったことを主張し、他方においた自ら国民に対する敗戦の責任を認めた点に相違があったにすぎない」と述べ「自己の行為そのものには何ら反省も加えられなかつたのである」と「東条人気」を念頭に東条を批判している。そして責任は東条ら軍閥にあるとし、そしてそれを支持または追従した国民の道徳的責任を説いて平和主義を貫こうと述べている。

判決が出るまでのメディアの論調を特徴づけるなら、それは「この裁判は日本全体、日本国民全体を裁いている」という考え方にある。この考え方は「東条人気」の頃から目立ち始め、後述するように判決時にもよく見られた論調である。8月27日付『朝日新聞』へ投書した兵庫県尼崎市の官吏・日下基は判決を前にして「一番案ぜられるのは、日本国民がこれを戦犯者だけのものと思ってのことだ。敗戦のとたん、当の責任者だけを引渡して、やれやれおれたちは、だまされていたんだと済ましてよいだらうか。」と国民の態度を危惧し、「戦争による内外の犠牲者の後世を祈るとかの国民運動として、日本国民全体に対する裁判として、受入れるようにいまから準備したい」としている⁴⁰。このような意見を新聞本文も好

³⁵ 東郷は対米戦の主戦論者は東条、島田繁太郎、鈴木貞一であると言いつつ切っていた。ある意味その主戦論者である東条自らがこの東郷の個人反証の直後に証言台に立ったことは社会の関心を増長させる効果を持っていたかもしれない。

³⁶ 例えば個人反証に関する『朝日新聞』の記事数は東条英機が16、木戸幸一が11、東郷茂徳が10、その他被告に関してはそれぞれ5以下となる。

³⁷ 『毎日新聞』1947年12月27日

³⁸ 『朝日新聞』1947年12月29日 国内に対して海外報道の様子を紹介している。

³⁹ 『朝日新聞』1948年2月12日

⁴⁰ 前掲朝日新聞社編『声』2 84-85頁

んで使っていた。

このような意見を反映してかCCDの報告書も「民衆は内閣の方針を受け入れることを余儀なくされ、誤って指導され、情報を操作されてきた。このため、民衆は戦時の活動に共謀したという事実を受け入れない。その他方、日本国は全体として日本敗戦の端緒となった出来事に対し責任を負うべきであるとの主張がこの考えと同等な規模で見られる⁴¹」と国民の心理を分析している。前者の分析の対象は投書を出した日下の怒りの対象を表していると言えるし、後者の分析の対象は日下自身とも見ることが出来よう。このCCDの分析が妥当なものであるならば、おおよそ審理終了から判決を待つまでの期間、世論は指導者責任観的な考え方と「総懺悔」的な考え方に二分していたと言えるかもしれない。日下とは逆に小説家の鹿地亘は世論を鑑みて、「我々は次のような誤った考え一意識的にであれ、無意識的にであれ—を徹底的に払拭しなければならない。日本の人民もまた連合国に裁かれる立場にあるという考え—『一憶総ざんげ』の徒は極力そのように人民をしむけ、かくして東京裁判を日本における人民的基礎から浮き上らせるようにして来たのであるが—これを粉碎しなければならない」と指導者の免責に繋がりがかねない「総懺悔」的な考えに警戒心を示している⁴²。

メディアが国民全体の責任について論じたと言ってもそのことによって被告達元指導者の責任追及が無くなったわけでもない。この裁判は「文明の裁き」という声は広く普通に存在し続けた。ここでこの時期に書かれた羽仁五郎の論稿を見てみたい。彼の意見は連合国側の裁判を肯定する理屈、「文明の裁き」を全面的に受け入れている点において純粋に「裁判支持」で分かり易い。

羽仁は論稿「東京裁判の終幕に寄す」でまずこの裁判が「勝者の裁判」などではなく、特に当時からその骨頂として批判の理由であった事後法による裁きであるという見解も当てはまらないと述べている。その論理は基本的に首席検察官・キーナンが裁判中に述べたように、裁判の法的根拠を日本が受諾したポツダム宣言に求め、さらに既にあった1907年のハーグ条約、1924年のジュネーブ条約、1928年のケログ・ブリアン不戦条約がこれを補完する「一般的な法的根拠」として既に定立していたというものである。ここから羽仁は「平和に対する罪」、「人道に対する罪」も「すでに久しく法として厳存していたのである」としている。そして当時まで実際に裁判が行われなかった理由は「これらの国家の支配者は主として自

から行うこれらの犯罪を自分から告訴し裁判することは考えなかったから」と述べている。ではなぜ第二次世界大戦を契機に、東京裁判という形によって侵略の罪、それによって指導者を罰すということが行われたのか、羽仁はマルクス主義者らしい独特の論理を展開している。

したがって、この法はいま新しいつくりられたのではなく、すでにひさしく厳存した法なのであるが、この法に対する違反の犯罪を、具体的に犯罪として規定し、これを告訴および裁判の下におくためには、人民が成長し、これまでの国家の支配者の主権に対して、人民主権が国際的にも確立されることが必要であったのである。そして、この点において、第二次世界大戦は、国際的に人民の成長、人民主権の確立をともなった事実、なかんずく、一九四五年二月ロンドンに開かれた全世界労働組合会議以来、世界労働組合連盟が、国際民主主義の、ファシズムに対する闘争を、最後まで、すなわち最後の勝利までおしすすめる大いなる原動力となった事実、この国際人民主権の確立の事実こそが、ひさしく厳存していたこの法を、新たに法として確認し、これに対する違反を告訴および裁判の下におくことができたのである⁴³。

つまりすでにあった法を実際に運用することができるようになったのは人民がこの戦争中に主権を確立したことに起因すると述べているのである。このように羽仁はマルクス主義者としての独特な見解で検察側の論理を補完し、裁判を肯定しているのである。

一方で裁判を否定、とまで言わなくとも何か白けた雰囲気世間であったことも確かである。法学者の具島兼三郎はこのような論稿を残している。

退屈な汽車のなかでは色んなことが話題にのぼる。先日も或る地方に講演に出かけたときのことである。私の近所に座席を占めた人達がさかんに東京裁判のことを論じ合っている。きくともなしにきいていると、そのなかの一人がいうのである。

「東京裁判なんて要するに猫が鼠を手玉にとつていようなもんですよ。どうせやるんなら早くやつたらよさそうなものに連合軍ときたら随分手のこんだことをするものですね。そうてすなァ。こういう廻りくどいことをやるのが民主主義というものです

⁴¹『占領軍治安・諜報月報』第29号

⁴²鹿地亘「国際裁判と人民日本」『文化革命』1948年8月号

⁴³羽仁五郎「東京裁判の終幕に寄す」『日本評論』1948年8月号(ブランゲ文庫所収)

かねアハハハ……」

私はこの会話をきいているうちに色々と考えさせられた。この人達の眼には東京裁判というものは勝者の敗者に対するサヂズムとしてしか映していない。

「これで東条さんだつて敗けていなけりやアーねえー」などとやつている。勝てば官軍、負ければ賊だから、敗けて抵抗力を失っているものを余りいぢり廻すのは賛成し難いといわんばかりである⁴⁴。

当時の国民はこのように「所詮は勝者の政治ショー」のような冷めた目で見ていたことも確かである。

またここでもう一つ指摘しておきたいのは「無関心」というのも重要な視点であることである。裁判は開廷から審理終了までに2年の歳月を要しており、この長期の裁判に対する国民の関心は明らかに減退していた。大宅壮一は「日本では、近く市ヶ谷裁判が終わるという事に、国民大衆自身の手で戦犯者を裁こうとする輿論の片影すら発見することができない。ただ新憲法の上で戦争を放棄し、『日本の民主化』をお題目のように唱えていれば、それでいいのであろうか」と主体的に裁判と向き合えと言う立場から国民の無関心を危惧していた⁴⁵。また8月27日付アメリカ国務省の報告書も「東京裁判に対する日本人の反応は審理の諸局面で著しく変化はしたが、その反応の基礎に常にあったものは、運命論的な黙従の態度であった。彼らは国家指導者の連合国による訴追を、敗戦の避けることができない結果とみなしている」と指摘した上で、降伏後ある時期まで指導者の戦争責任の明確化を求める世論が強かったにもかかわらず、しだいにそうした要求は、他国の支配の下での迅速な国家的再建のためには国民的統一こそが不可欠であるとする考え方に従属してゆくようになったと報告している⁴⁶。

4、判決

1948年10月30、判決に向かって裁判は再開された。11月3日GHQは判決を前に新聞各紙に「裁判の意義」と題した発表を載せ、国民教化に余念がなかった⁴⁷。『朝日新聞』の「天声人語」はそのアメリカを「世界平和の重鎮」

と評し、「日本ではとかくアメリカの繁栄のみをうらやんで、こういう苦しい負担が米国民にあることを見落していやしないか」と述べた。

11月12日ついに東京裁判は判決の時を迎え、被告は全員有罪で絞首刑7名、無期禁固16名、有期刑2名となった。判決時の新聞論調に関してはすでに荒敬が指摘している通り、「第一に、二五名の被告の戦争犯罪に対する国際法上の法的責任を論ずるというよりもむしろその判決から国家の、そして国民の戦争責任問題を大きく取り扱ったことである。第二に、戦争と平和に対する日本国民の主体的態度を問題にし、憲法の平和主義に基づく平和国家日本の方向と役割を強調したこと」に特徴がある⁴⁸。第一の点については例えば「戦争に動員された」ことの責任に言及したものがあるし⁴⁹、11月13日付『朝日新聞』への投書、「東京裁判判決はわれらも裁く」は「戦時中のわれわれの思想や行動は真に健全であったか。戦争指導者ばかりを第三者に批判する資格があるか否か。」と全体の責任を指摘し、「国民はこの判決文を心からかみしめて、被告と共に裁かれてこそ本然の姿をつかみきるのではなからうか。」としている⁵⁰。同じような意見として12月24日付『朝日新聞』への投書、「われわれの戦争責任は消えない！」⁵¹の中で酒井忠雄大阪第一師範教授は国民が「東条は偉い」と考えることと、また戦犯が処刑されたことによって日本の戦争責任が解消したと考えることは「非常な考え違い」とし、「罪は指導者にだけあるのではなく、全国民にひとしく責任を負わねばならない」と指摘した。新聞はこの「国民全体の責任」を好んで使っていたように見受けられる。毎日新聞の社説は「特定の地位にあつて特定の行動をした人のみが処罰されることによって、すべてがすみ、日本人全体が洗い清められたと思つては大きな間違である。被告のみの問題と思うことも大きな誤りである。被告は被告の罪によつて処罰されたのであり、日本人全体のとく罪のための犠牲ではない。『平和に対する罪』について、すべての日本人は深刻な反省をしなければならない。東京裁判の判決は、特定の被告に対するものであると同時に、日本人全体に、新しい法と正義を厳粛に宣告したのものとして、受けとらねばならない。われわれが最も厳粛な気持ちでこ

⁴⁴ 具島兼三郎「東京裁判の歴史的意義」『歴史評論』1948年7月号

⁴⁵ 大宅壮一「追放はもう終わったか」『座談』第二巻第8号 1948年

⁴⁶ 前掲吉田「占領期における戦争責任論」122頁

⁴⁷ 発表内容は基本的に検察側の最終論告に則ったものである。中身を簡潔に表すと一、侵略戦争は違法であり、個人は責任を問われること 二、共同謀議の存在 三、これら行為の違法性は証拠によって立証済みであること、となる。おそらく裁判当初から弁護側が指摘していた問題点、また国民世論の裁判に対する疑念の立脚点である部分を押さえた結果の内容であると推察される。

⁴⁸ 前掲荒「東京裁判・戦争責任論の源流」

⁴⁹ 『新夕刊』1948年11月14日

⁵⁰ 前掲朝日新聞社編『声』2 100頁

⁵¹ 前掲朝日新聞社編『声』2 113-115頁

⁵² 『毎日新聞』1948年11月13日

れをきいたというのは、このためであって、被告の運命は二次的のものである」と述べた⁵²。

第二の点について言えば12月6日付『朝日新聞』への投書、「平和への道はわれらの双肩に」の中で福岡市の藤田実が「東京裁判を通じてわれわれがくみとったものは、戦争が徹底的な罪悪だということである」とし、戦後の大きな「収穫」として「戦争放棄の新憲法をわれわれのものとする事が出来たことである」と主張していたことなどが代表的だろう⁵³。新聞本文も「平和国家としての不転の決意と勇気を振り起こせ」などと主張していた⁵⁴。

もう一つこの時の新聞論調を特徴づけるならばそれは幾許かの被告に対する「哀愁の念」とも言うべきものにある。判決を見て「天声人語」はこのように述べている。

戦犯被告らの断罪を見る時、さすがに胸底に強烈なショックを禁じ得ない。それは哀れみや憎しみという単純なものではない。哀憎を越えた民族の悲しみに胸ふさがれる思いがするのだ。運命の裁きの前に死刑の日を待つ一個の弱い「人間」として見る時、「だまされた」とさげんだ、かつてのような烈しい憎悪はいくらか薄れておるかも知れない。しかし、そのことから「戦争への憎悪」までも揺らぐことがあるとしたら、それは誤った混同である。「罪はあそこに並んでいる者だけではない」と往年の大將真崎氏は言つた。もちろん追隨した国民にも責任はある。しかし善良な国民にまで共同責任があるとする考え方には、大きなゴマカシがある。彼らを殉教的英雄と黙認してはならないのだ⁵⁵。

この文章は被告に対する「哀愁の念」、反戦平和主義の指向、国民の責任の是認、一方で指導者の責任の重さの強調という濃い内容になっている。やはり裁判開始当初の『朝日』の裁判肯定の論調とは変化がある。単なる「裁判の肯定」に留まらない可能性のある文章である。被告に対して何かしらの「同情」に近い感情を持つことや、さらに国民の責任を多少とも認めることは指導者の責任の相対化に繋がりがかねない。そのことに自覚があるからこそやはり被告の責任の重さを指摘せずにはいられないのである。おそらく先述の投書のように「国民の責任」に言及する言葉や、または被告に何かしらの同情の念を送る意見が少なからずあったのだ。『毎日新聞』の「余

録」も戦犯に同情的な意見を念頭に「若しも彼等をして悲劇の主人公の如き安価な英雄的感觉に溺れしめるような空気があるようでは、この判決は日本人に対する最後の判決とならないかもしれないのである⁵⁶」と述べていることから分かるように、そのような「空気」が存在していたことは新聞の内容からも推察できる。

判決を迎えてCCDも東京裁判に関する最後の報告を行っている。1949年1月15日付の報告書は東京裁判に関する5500通の書簡の内容から日本人の裁判に対する認識について詳しく触れている。川島高峰はこの報告書で挙げられている193通の書簡を以下のようなカテゴリーに分けている⁵⁷。

| | |
|--------------|-----|
| A 東京裁判を支持 | 32% |
| B 東京裁判を批判 | 28% |
| C 戦犯を非難し同情する | 15% |
| D 国民全体の責任の議論 | 10% |
| E 裁判終結を歓迎 | 7% |
| F その他 | 8% |

川島の分析によれば「A 東京裁判を支持」は①戦犯の非難、②量刑が寛大であること、③マッカーサー声明の支持、④裁判の重要性、⑤天皇は神聖不可侵の五のカテゴリーに分類される。逆に「B 東京裁判を批判」は①戦犯法廷の正当性、②勝者が裁く資格、③東条などの戦犯の賞讃、④広田弘毅処刑の批判、⑤嘆願に分類されている。

「A 東京裁判を支持」という意見には『朝日』などの新聞論調を当てはめることが出来る。「D 国民全体の責任の議論」にも該当する内容が散見できるが基本はこの立場である。

「B 東京裁判を批判」という意見は当然ではあるが検閲下のメディアにはあまり出ていない。しかし「B 東京裁判を批判」の下部カテゴリーである「④広田弘毅処刑の批判」のように被告に対して同情的な意見は確かに存在した。例えば当時のNHKの記者は次のように判決の様子を伝えている。

…ついで文官中で唯一人、絞首刑の判決をうけた廣田弘毅被告は静かに耳にはめたイヤホーンをはずして裁判長に目礼したが退廷の寸前ふと二階の傍聴席をふり仰いだ。愛する者を探し求める必死の眼には嵐の様に浪立つ感情を抑え総ての理性を越えた『父』としての姿があつた。悲劇的感情

⁵³ 前掲朝日新聞社編『声』2 107-108頁

⁵⁴ 『朝日新聞』1948年11月5日

⁵⁵ 『朝日新聞』1948年11月13日

⁵⁶ 『毎日新聞』1948年11月13日

⁵⁷ 前掲川島「手紙の中の東京裁判」

⁵⁸ 橋本忠正・生田武正「東京裁判世紀の断罪：亡びゆく軍国日本」『NHK放送文化』第4巻第1号 1・2月号 1949年(プランク文庫所収)

に脆い日本人の胸には凡ゆるものを越えて涙腺の熱くふくらむのを覚えさせた⁵⁸。

明らかに情緒的に広田に対して同情を煽るような記事である。このように被告家族の様子と絡めて被告に同情の意を送るようなメディア報道の例は他にもたくさんある。東条の家族に関してはこんなものがある。

裁判が始まった当初は、窓ガラスに石を投げつけたり、毎日舞い込む「何故死なないのか、ハッ裂にしてやろうか」式の手紙も今は絶え、近所の人々の同情のなかに、勝子夫人を始め、…（中略）…都合十一人の大家族が寄り添って住んでいる。

四人の姉妹は「形を重く見るな、たゞ何をやろうともその底にしつかりと一貫したものを持って」と子供らに残した父の言葉通り、光枝さんと満喜枝さんは洋裁を学び、他は勤めに家族にそれぞれ自活の道をこうじているし、妻の勝子夫人は、夫の最後を見とゞけた上で又九州の山の奥にこもり、夫と戦死した将士の冥福を祈る信仰生活に入りたい心境をもらしているという⁵⁹。

これは雑誌『婦人の国』の記者が判決直後に世田ヶ谷用賀の東条家を訪れて見聞きした東条家族の近況を伝えるものである。これは読んだ人によってその印象は当然異なってくるであろうが、なんとも感情的に訴えかけてくるような内容である。けなげな家族の様子に加えて被告東条の人間らしい、父親らしい一面が前面に出されている。これら意見は裁判に対する批判ではない。しかし被告に対する何かしらの同情的な意見は確かに存在し、このような内容であれば検閲も合格していたのである⁶⁰。

「C戦犯を非難し同情する」は先の「天声人語」とも少なからず一致するものであろう。Cの意見は例えば「東条が絞首刑を命じられたことは妥当だ。というのは、彼は戦争を遂行し、多くの父や息子たちを殺してしまったからだ。しかし、私は彼が気の毒だと思うし、彼が非難されているのを聞くのは大嫌いである。」といった内容である⁶¹。これは指導者に責任を感じつつも、指導者に対して同情し揺らいでいるように見える。先述の貴島桃隆の意見とも近い。羽仁五郎も被告7名の死刑を「深刻な犠牲」と呼んでいた⁶²。判決時のメディアにおいてこ

の見解は特段珍しいものではなかった。他に代表的なのは天野貞祐の論稿である。

天野は論稿「人間の哀しみ—東京裁判に思う—」の中で次のように述べている。

人間は運命を負い環境にそだつた存在者であつてその究極的背景としては世界を持つものである。結局は創造的世界の一要素である。その限りにおいてわれわれはそれぞれに世界の限定である。いかに微々たる行為といえども世界をはなれては成立しない。まして世界大戦の如き大規模な人類の営為がいずれかの個人の恣意によつてのみ成立し営まれうるわけがない。世界のすべての国々がそれに参加したような大戦がその責任を問われている何人かの個人の単なる恣意のみによって惹起されるとは到底考えられない。そこにはこの大戦を成立せしむべき歴史的必然性がなければならない。と云いつてもこゝにいう必然性は歴史的必然性であつて自然的必然性ではない。盲目的必然ではなくして人間の自由を内含する必然性であるから、責任ということの生じてくるのは至しかたがない。人間は創造的世界の単なる要素ではなくして創造的要素である。個人は歴史的現実の一契機として世界の創造に参加しているのである⁶³。

つまり人間の歴史における位置とは「創造的世界の一要素」であり、自身の意思、恣意によって世界の大戦を起こすほどの力は無いが、一方で「一要素」として世界創造に参画する存在としての責任は有していると天野は述べている。さらに具体的に戦犯者に対してはこのように述べている。

…それ故に歴史につくられるという側面より考えればわれわれは責任を問われている人達に対して無限の同情はどれほどであつても過度ということはありません。わけても個人的驕慢と派閥的横暴とに墮せず一意憂国の至情より行動し来られた方々に対してはその思想、知見を承認しえなくともその心情について満腔の国民的同情があるべきである。心の底からお気の毒だと思わざるをえない。しかし同情は決して責任の否定ではない。同情に溺れて責任を

⁵⁹「苔の下待たる菊の花盛り：歴史的東京裁判の判決下 絞首台をめぐる七家族」『婦人の国』1949年新年号（ブランゲ文庫所収）

⁶⁰この記事は最後に被告達の「罪」は認めている。一方で遺家族に対して「人道主義の手をさしのべてやるべき」だと締め括っている。

⁶¹前掲川島「手紙の中の東京裁判」

⁶²『毎日新聞』1948年11月13日

⁶³天野貞祐「人間の哀しみ—東京裁判に思う—」『朝日評論』（掲載年不詳、ブランゲ文庫所収）

否定するというならば、それは決して当事者に人格としての敬意を払う所以ではない。国民はその責任を追求しようというのではない、たゞこの場合何処にも責任の所在は無いとは考えられないというのである。国民の感情としてはこの惨たんたる敗戦をもつてわれらの愛する祖国日本の運命として、歴史の必然として何人においても責任を考えたくない。考えたくない責任を当事者も国民も考えざるをえない処に人間の哀しみが成立する。「生きるは悩み」といわれるわけである。せめてわれわれはその悩み(Leiden)を共に(Mit)悩みたい。同情(Mit-Leiden)こそ国民の心情でなければならないのである⁶⁴。

天野のロジックは過誤を犯した者の責任は否定されるものではないが、同時に人は「歴史的必然性」を伴う世界に生きる存在であるからこそ、その人に対しては「同情」が必要だと言うのである。

おそらく前述C項の代表的な意見と天野の考えは通底するものがある。単に結論が同じというだけでなく、そこには世界大戦という大きな因果において責任を負う立場になってしまったがゆえの「気の毒」、同情の心がある。「C戦犯を非難し同情する」とは天野の哲学的な理屈を援用すればこのような一面を持つ。

天野の意見に対しては「国」というものに対する批判力が乏しいだとか、指導者に対して甘いと言った意見が十分に予想される。ただ天野がそもそも戦前に軍部を批判し、攻撃される立場にあった人物であることを考えるとこの言葉にはそれなりの「重み」がある。

「D 国民全体の責任の議論」は先述の荒の指摘した新聞論調の傾向とも重なる。また鹿地亘重が指摘していた「一億総懺悔」的な意見の表れと考えても差し支えないであろう。CCDはこの意見が生まれた理由を「(一)悔恨と自責の情と、(二)民衆は罪を受け入れることで戦争指導者を咎めることをしなくなった」からだとしている⁶⁵。

B、C、そしてDの意見は必ずしも東京裁判に対する評価を「勝者の裁き」に結びつけるものではない。CとDは裁判の否定の上になら成り立ち得ないものでもない。しかしこの3つの意見に共通しているのは先の「天声人語」が危惧していたようにいわゆる「指導者責任観」を相対化する契機を孕んでいたことにある。B、C、Dはそもそも「手紙」というある一定の層の意見をカテゴリー化したものにすぎない。しかしこれらの意見に一致する言

説が他の媒体においても存在していたことはここまで確認してきた通りである。B、C、Dは合わせて約50%になるがこの値がそのまま当時の世論を反映しているとは考えられない。しかし裁判終了時点でいわゆる指導者責任観がかなり相対化されていた可能性はかなり高い。このことが後の1950年代の戦犯釈放運動やA級戦犯の「名誉回復」に繋がる国民の精神下地を形成したという因果関係の説明に於いて極めて重要になる点である。

被告が処刑された翌日12月24日の「天声人語」はこのように述べた

七戦犯の絞首刑執行が厳粛な事実となつてみるとやはりわれわれの胸底には地鳴りにも似た悪痛な衝撃を禁じ得ない。理屈ではそれは当然の帰結だと思ふにしても、処刑に直面したいま、国民としてははかく簡単に割切れる問題ではないのである。すでに仏になつてしまえば、すべての愛憎を越えて死者のめい福を祈るのが東洋人の心であろう。そして罪もないその遺族には深い哀悼を送りたい。

これに対して年明け49年1月6日の同じ「天声人語」はこうである。

「世界に贈る最後の言葉」(東条英機の手記—引用者注)の断片として伝えられるものによつても、彼には「敗戦」の責任感があつても「戦争」の責任感はなかつた。その敗戦の責任感も主として天皇に対するものである。東条は信仰によつて救われたが、国内には彼の指導した戦争のために不幸に突き放され、今なお救われざる幾百万の人々がいる。これらの人々を彼は何と考えていたのであろうか。彼は自らの主張する「自衛戦」によつて、中国、比島をはじめ全東亜の諸民族が如何に苦しめられたかを考えたであろうか。

裁判を長期間追ってきた『朝日新聞』でさえも指導者の戦争責任に関しては複雑な認識を持っていた。勿論この2つの文章を書いたのが同一人物であるかどうかは定かではないが、読者に対して「指導者に責任がある」と言いつつも、一方で処刑された被告に何かしらの同情の念を送らざるにはいられなかったのである。この複雑で多様な戦争責任観が日本国民の間で形成されたのが東京裁判であった。

⁶⁴前掲天野「人間の哀しみ—東京裁判に思う—」

⁶⁵前掲川島「手紙の中の東京裁判」

おわりに

国民の東京裁判に対する認識は裁判の局面ごとに大きく変化していた。新聞などの論調も国民認識の影響を受け、そして国民に対する「啓蒙」にも余念がなかったように考えられる。

裁判終了時点で国民の東京裁判に対する認識は単純に肯定・否定といった意見だけではなく、国民全体の責任を論じる者や、被告に対して同情と憎悪の混ざった感情を抱く者もいた。そして指導者責任観も同時に裁判の開始時と終了時点では大きく変化していた。単純に指導者責任観から裁判を肯定するという意見だけではなく、「総懺悔」的な考え方やまたは指導者責任観と「総懺悔」の併存思考による裁判評価など多様な意見があったと見た方が良い。当時の「国民」が戦争責任について考えたとき、単純に「騙した指導者」と「騙された国民」という構図に集約できない複雑な感情を持っていたのである。ここで形成された精神的土台が、戦犯釈放運動という1950年代の指導者の責任の相対化に繋がる動き、歴史認識をめぐる「保守」と「革新」の対決に繋がる契機ともなった。

○関連年表

1946年

- 5月3日 極東国際軍事裁判(東京裁判)開廷
- 6月4日 検察冒頭陳述
- 6月6日 清瀬一郎弁護士、法廷で裁判官忌避を動議
- 6月13日 清瀬弁護士、管轄権問題の動議を提出
- 6月18日 キーナン首席検事ワシントンで会見を開き、天皇不起訴を言明。
- 7月5日 田中隆吉の証言始まる
- 8月16日 溥儀の証言始まる
- 11月2日 検察側対英米関係の立証に入る
- 11月3日 日本国憲法公布
- 12月3日 検察側日本の対オランダ侵略の立証に入る

1947年

- 2月24日 弁護側反証始まる。
- 3月3日 ブレイクニー弁護士、法廷で米国の原子爆弾使用について批判的発言をする。
- 3月18日 満州事変関連の反証
- 5月16日 対ソ侵略問題に関する弁護側の反証始まる。
- 6月12日 反証太平洋戦争の段階へ。全段階として三国同盟関係に入る。
- 9月10日 被告個人反証開始。
- 10月10日 キーナン検察官、「天皇と実業界に戦争責任なし」と声明。
- 10月14日 木戸部門に入る。

- 12月26日 東条部門に入り、清瀬弁護士が冒頭陳述を行う。
- 12月30日 東条への尋問始める。
- 12月31日 キーナン検察官、東条を尋問。天皇の責任問題が表面化しそうになる

1948年

- 1月7日 東条の個人反証終了。
- 3月2日 弁護側最終弁論開始
- 4月15日 弁護側最終弁論終了
- 4月16日 東京裁判審理終了。
- 10月7日 アメリカ国家安全保障会議は「アメリカの対日政策に関する勧告についての国家安全保障会議の報告」(NSC 13/2)を承認し、占領政策の方針を改革重視から経済復興へ転換させることを確認。A級戦犯裁判の終結とBC級戦犯裁判の早期終結方針も明記される。
- 11月4日 東京裁判判決文朗読開始
- 11月12日 東京裁判判決。絞首刑7名、無期禁固16名、有期刑2名
- 12月9日 国連総会で集団殺害の防止と処罰に関する条約(ジェノサイド条約)採択。
- 12月20日 米連邦最高裁、東京裁判7名被告の請願を却下。
- 12月23日 スガモにおいて東条ら7名処刑。
- 12月24日 GHQ、岸信介らA級戦犯容疑者19名釈放を発表。

Perceptions of the Tokyo Tribunal

- What Japanese people thought about the Tokyo Tribunal during occupation -

Yuki NAKADATE

This paper examines the perception of the Tokyo Tribunal (the International Military Tribunal for the Far East, May 1946~ November 1948) and feelings of responsibility for the war among the general populace, as well as journalists and critics among intellectuals, at the time when the Tribunal was created. The ultimate purpose of this paper is to reveal how an ordinary citizen perceived this tribunal at the time.

As far as the sense of responsibility for the war is concerned, previous studies in most cases say that immediately after the defeat the people felt deceived. Furthermore, previous studies often claim the idea that leaders bear the responsibility for war made the Japanese people accept the Tokyo Tribunal. However I think that this dualistic perception of “leaders deceived” and “people were deceived” is partially wrong. This is because many facts stand in the way of such simplification. I claim that people at the time had more complicated views which cannot be simplified and their perceptions of the Tokyo Tribunal were also more complicated . This claim is the starting point of this paper and investigating the complexity of opinion is my focus and aim.

This paper analyzes newspapers, magazines and letters from the period in order to prove this hypothesis. Such data were also used in previous studies, however this paper offers new points of view by analyzing these media, the author wishes to reveal how an ordinary citizen at the time saw the Tokyo Tribunal.